名古屋都市計画地区計画の変更(日進市決定)

都市計画日進竹の山南部地区計画を次のように変更する。

	名 称	日進竹の山南部地区計画	
	日進市竹の山二丁目 三丁目及び四丁目の全部並びに一丁目		
		一部	
		約 95. 7ha	
地区計画の目標		本地区は、日進市の北部に位置し、名古屋市の中心市街地から約 20km の 距離にある。また、日進竹の山南部土地区画整理事業の施行により都市基 盤整備が行われた地区である。 本計画は、土地区画整理事業の効果をより高めるために計画的な建築物 等の規制・誘導を行い、良好な市街地の形成を図ることを目標とする。	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用に関する方針	本地区を次のように区分し、各地区の土地利用方針を定める。 < A地区> 良好な住環境の形成を図るため、戸建て住宅を中心とする閑静な低層住宅地区とする。 < B - 1 地区> 幹線道路に囲まれた生活利便性の高い地区であることから中高層住宅地区とする。 < B - 2 地区> 既存の教育施設を考慮した教育施設地区とする。 < C地区> 補助幹線道路沿道の交通利便性を活かした土地利用を図る沿道サービス業務地区とする。 < D地区> 主要幹線道路沿道という利点を活かした広域沿道サービス業務地区とする。 < E地区> 周辺地域の商業の中心となるよう整備を図る商業地区とする。 < F地区> 環境悪化のおそれのない工業を中心とした土地利用を図る住宅・工業併用地区とする。	
	建築物等の整備方針	各地区ごとの土地利用の方針にしたがって、良好な環境を保つよう建築物の整備・誘導を図る。 < A地区>	

		1	T .		T
	地区の	地区の	A地区	B-1地区	B-2地区
		名称	AFE	D IME	
	区分	地区の	約 26.2 ha	約 22.2 ha	約 6.8 ha
		面積			
	建築物等の 用途の制限		次に掲げる建築物は建築してはならない。		次に掲げる建築物は
			1. 建築基準法別表第2(い)項第7号に掲げるも 建築し		建築してはならない。
			の		1. 建築基準法別表第2
					(い) 項第1号から
					第3号(寄宿舎を除
建					く。)、第5号及び第
建築物等に関す					7号に掲げるもの
物等					2. 建築基準法別表第2
に					(は)項第3号に掲
関土					げるもの
	建築物の壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は 0.5		
る事			m以上とする。		
項			ただし、次に掲げるものについては、この限りではない。		
			1.物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが 2.5m以下で、		
			かつ、壁面の位置の制限に満たない部分の床面積の合計が 10 ㎡以内の建		
			築物又は建築物の部分		
			2. 建築物の附属部分等で出窓(床面積に算入されるものを除く。)、ベラン		
			ダその他これらに類するもの		
	建築物	の高さ		建築物の高さの最高限	
	の最高	所限度		度は15mとする。	
	建築物	事の	屋根、外壁等の色彩は	は、健全な住宅地にふさわ	
	意匠の	制限	しいものとする。		

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の 区分	地区の 名称	C地区	D地区
			地区の 面積	約 24. 8ha	約 7. 1ha
		建築物等の 用途の制限		次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 建築基準法別表第 2 (い) 項第 7 号に掲げるもの 2. 建築基準法別表第 2 (に) 項第 4 号から第 6 号に掲げるもの	
		建築物の壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は 0.5 m以上とする。 ただし、次に掲げるものについては、この限りではない。 1.物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが 2.5m以下で、かつ、壁面の位置の制限に満たない部分の床面積の合計が 10 ㎡以内の建築物又は建築物の部分 2.建築物の附属部分等で出窓 (床面積に算入されるものを除く。)、ベランダその他これらに類するもの	
		建築物等の最高		建築物の高さの最高限度は 20m とする。	

		地区の 区分	地区の	E地区	F地区	
			名称	上地区		
			地区の		約 5. 7ha	
			面積	約 2. 9ha		
			川傾	11 11 18 or 74 hites (1) 2 74 hites 2 (2)		
	建築物等に関する	建築物等の 用途の制限		次に掲げる建築物は建築しては	次に掲げる建築物は建築してはなら	
				ならない。	ない。	
				1. 建築基準法別表第2(い)項第	1. 建築基準法別表第2(い)項第7号	
				1号から第3号、第5号及び第	に掲げるもの	
				7号に掲げるもの	2. 建築基準法別表第2 (に) 項第4号	
Lula				2. 建築基準法別表第2 (は) 項第	から第6号に掲げるもの	
地				3号に掲げるもの		
区				3. 建築基準法別表第2 (に) 項第		
整				4号から第6号に掲げるもの		
備						
計			4. 建築基準法別表第2 (ほ) 項第			
画	事			2号に掲げるもの		
	平項 -	建築物の敷地		建築物の敷地面積の最低限度は		
		面積の最低限度		1,000 ㎡とする。		
		建築物の壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は 0.5		
				m以上とする。		
				ただし、次に掲げるものについては、この限りではない。		
				1. 物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが 2.5m以下で、		
				かつ、壁面の位置の制限に満たない部分の床面積の合計が 10 ㎡以内の建		
				築物又は建築物の部分		
				2. 建築物の附属部分等で出窓(床面積に算入されるものを除く。)、ベラン		
				ダその他これらに類するもの		
[[]		ルピのピハ		クての他に利りのもの		

「区域、地区の区分は、計画図表示のとおり」

理 由

日進竹の山南部特定土地区画整理事業の完了に伴う区域区分及び用途地域の変更に合わせ、地区の区域及び面積を変更するものです。